

社会福祉法人佐久市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に
関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人佐久市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員及び各種委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬はそれぞれ別表に掲げる額とし、次の区分により支給する。

(1) 年額によるものは9月・3月に支給し、月額によるものは毎月支給する。

(2) 日額によるものは、その職務執行の時に支給する。

2 年額の報酬を受ける者が、その年度の中途において選任又は委嘱された場合は、その当月分から、辞職又は死亡した場合には、その当月分まで月割によって計算した額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 会務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、会長が別に定める。

3 交通費については、1キロメートルあたり37円とする。

(本会職員等給与との併給の禁止)

第4条 本会の職員及び市町村等職員を兼ね、職員給与の支給がある役員等に対しては、報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	報酬			
	年 額	月 額	日 額	半日額
会 長		50,000 円		
副 会 長	20,000 円			
理 事			6,700 円	3,350 円
監 事			6,700 円	3,350 円
評 議 員			6,700 円	3,350 円
評議員選任・解任委員			6,500 円	3,250 円
結婚相談員			6,500 円	3,250 円
苦情解決第三者委員			6,500 円	3,250 円
法人後見受任審査委員			6,500 円	3,250 円
その他の委員等			予算の範囲内で会長が定める額	

半日額は、勤務が4時間を超えない場合をいう。